

奈良県独自の新たな森林環境管理制度への支援について

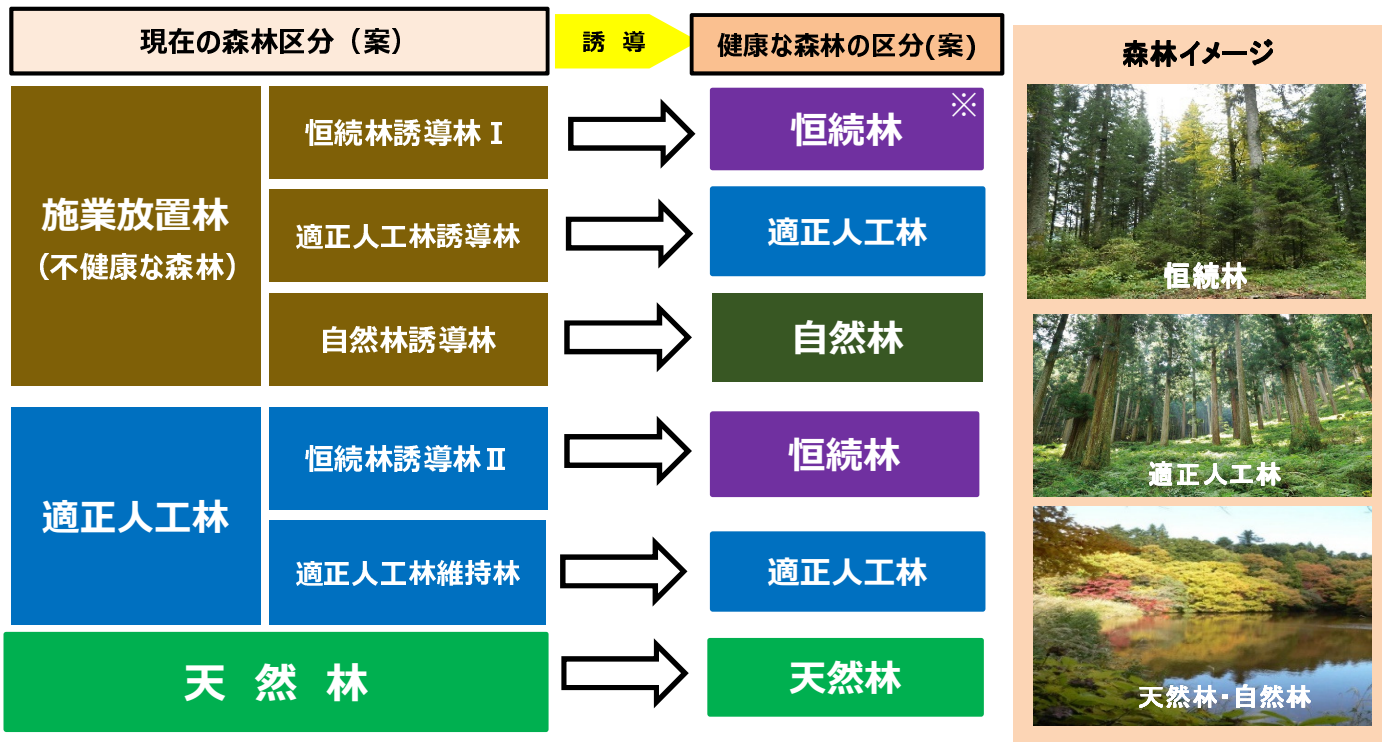
【担当省庁】総務省、農林水産省、林野庁

新たな森林環境管理制度の導入に向けての奈良県の取組

新たな森林環境管理制度の基本的な考え方

基本方針	森林の有する「 生産・防災・生物多様性・レクリエーション 」の4つの機能を一元的に管理する制度の導入。森林所有者が森林を適正に管理する責務の明確化。
制度	制度の根幹となる(仮称)奈良県森林環境管理条例を制定。 (仮称)森林環境管理計画を導入し、森林の環境管理を推進。
組織	新たな森林環境管理制度を推進するため、県・市町村が連携した新たな森林管理組織を設置。
人材	地域の森林環境管理に責任と権限を有する(仮称)紀伊半島フォレスターを養成し、新たな森林管理組織に配置。
教育	(仮称)紀伊半島フォレスターや森林作業員を養成する(仮称)奈良県フォレスト・アカデミーを設置。
財政	制度の構築及び運用に要する経費の財源については、既存の補助金・交付金に加えて、奈良県森林整備基金、奈良県森林環境保全基金、国の森林環境譲与税(仮称)の活用について検討。

新たな森林環境管理制度において誘導する森林区分



※ 恒続林とは、異齢多層の地域植生で構成される針広混交林の状態を恒続させながら、より高い価値の木材を生産する森林をいう。

奈良県が検討している森林所有者の行為規範

森林の所有に伴う義務を明記

① 施業放置の禁止

② 間伐木の林内放置の禁止

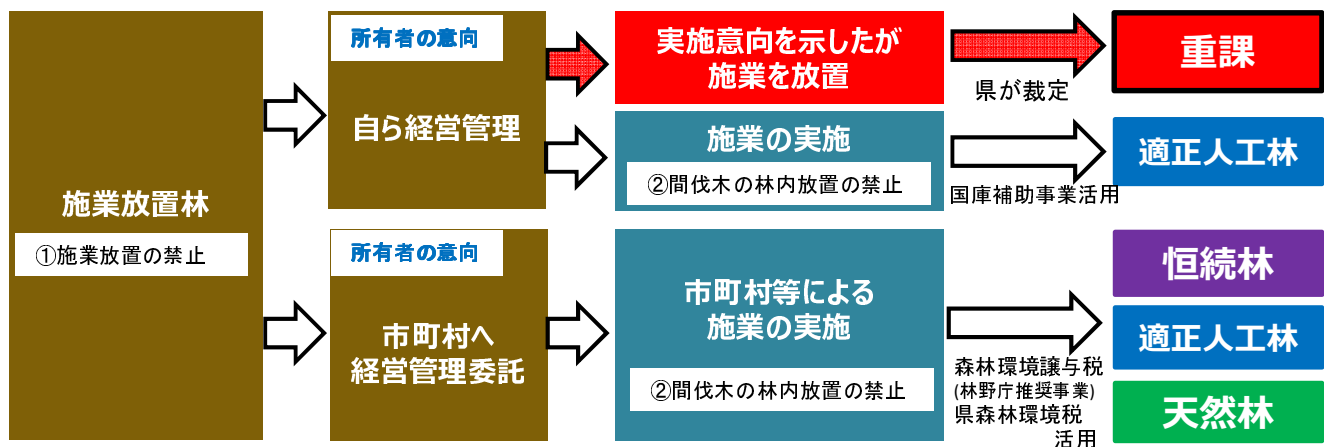
③ 皆伐面積の制限

国にお願いすること

○ 施業を放置した森林に対する固定資産税の重課制度の検討

<重課対象森林>

「森林経営管理法」による意向調査において、
森林所有者自ら経営管理する意向を示したが、施業を放置した森林



<重課すべき施業放置林の判定基準(案)>

- ・植栽後60年以下の人工林のうち、直近10力年以内に施業履歴のない森林
(県内市町村森林整備計画に定めた標準期間)

<判定スキーム(案)>

市町村長からの申し出により、県が設置する**認定委員会(仮称)**で裁定

<税の重課方法>

森林に対する重課のための**係数の創設**により課税額の変更を図る

$$\text{【固定資産税評価額】} \times \text{【税率】} \times \text{【係数】} = \text{【課税額】}$$

(創設)

(参考)農地の耕作放棄地の場合、係数は1/0.55(約1.8)

○ 施業を放置した森林を恒続林・自然林へ誘導するための研究への支援